# 東アジア男女共同参画担当大臣会合(2006年6月30日、7月1日)

#### 会議の概要

場 所:日本(東京)

参加国:東アジア16カ国・2機関

議 長:猪口邦子 内閣府特命担当大臣

(少子化・男女共同参画)

#### 会議の特徴

(1)初の東アジア男女共同参画担当大臣会合。

- (2)呼びかけた全16カ国・2国際機関のうち14の国・機関から大臣クラスが参加。
- (3)成果文書として、「東京閣僚共同コミュニケ」を全会一致で採択。
- (4)国連等主要国際機関にコミュニケを伝達する責務を議長国に託す。



中国,韓国,ASEAN10カ国(インドネシア,マレーシア,フィリピン,シンガポール,タイ,ブルネイ,ベトナム,ラオス,ミャンマー,カンボジア),オーストラリア,ニュージーランド,インド,日本,UNESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会),UNDP(国連開発計画)

#### 東京閣僚共同コミュニケのポイント

- ●東アジアのジェンダー平等・平和・開発の大きな進歩に向けた歴史的な一歩。
- ●ベストプラクティスの共有、ワーク・ライフ・バランスの重要性等に合意。
- ●女性とジェンダーのための国内本部機構の強化、女性のあらゆるレベルでの意思決定過程への参画とリーダーシップの推進、ジェンダー統計、ジェンダー分析、ジェンダーに敏感な予算(gender-sensitive budgeting))に関する機能強化等の必要性に合意。
- ●人身取引、女性に対する暴力、HIV/AIDS、自然災害等の域内の新たな課題へ協力して取り組む。
- ●ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントに向けた東アジア域内の連携が良い模範となり、<mark>国際社会に発信されるよう努力。</mark>
- ●今回の会合の成功に促され、本閣僚会合の年次開催するプロセスの立ち上げを決定。
- ●第2回会合をインド(2007年)、第3回会合を韓国(2008年)で開催することを決定。

## 東アジア男女共同参画担当大臣会合(2006年6月30日、7月1日)

猪口邦子内閣府特命担当大臣は、議長を務め、成果文書として採択された「東京閣僚共同コミュニケ」を国連等主要国際機関にコミュニケを伝達する責務を託された。



### 内閣府関連の社会政策の決定プロセス

玉 国会における基本法の策定 民 少子化対策・・・ 少子化社会対策基本法(2003年9月1日施行、法律第133号) 0 男女共同参画・・男女共同参画社会基本法(1999年6月23日施行、法律第78号) 要 食育・・・・・食育基本法(2005年7月15日施行、法律第63号) 望 玉 担当大臣による基本計画ないし総合的対策の策定 玉 際 <mark>首相官邸に設置する内</mark>閣総理大臣主宰会議における政府決定な<mark>いし閣議決定</mark> 情 少子化対策・・・少子化社会対策会議(議長:内閣総理大臣) 勢 男女共同参画・・男女共同参画推進本部(本部長:内閣総理大臣) 0 食育・・・・・食育推進会議(会長:内閣総理大臣) 变 化 基本計画の決定 舑 <u>少子化対策・・・「新しい少子化対策について」(2006年6月20日)</u> 代 男女共同参画・・「第二次男女共同参画基本計画」(2005年12月27日閣議決定) 0 食育・・・・・「食育推進基本計画」(2006年3月31日) 移 1) 变 予算措置の強化による政策の実現 わ

# 男女共同参画(Gender Equality)に関する政府の取組

国会で全会一致で可決・制定された「男女共同参画基本法」(1999年)に基づき、男女共同参画基 本計画を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進している。

1986年 4月 男女雇用機会均等法 施行

定年・退職・解雇に関わる女性差 別の禁止

1997年12月 行政改革会議最終報告

男女共同参画会議の設置を決定

1999年 4月 男女雇用機会均等法 改正

募集・採用や配置・昇進に関わる 女性差別の禁止、セクシュアル・ ハラスメントへの事業主の配慮を 義務づけ

1999年 6月 男女共同参画社会基本法 施行

2000年 6月 男女共同参画会議 設置

2000年12月 男女共同参画基本計画閣議決定

2005年12月 男女共同参画基本計画(第2次)閣議決定

2006年 6月 男女雇用機会均等法 改正

募集の際に身長を採用条件とするなどの間 接差別の禁止



男女共同参画会議



大臣による男女共同参画研修会

### 男女共同参画社会基本法(1999年6月23日公布·施行)

男女共同参画社会基本法は、全28条からなる。

第1章:総則(第1条~第12条) 第2章:男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第13条~第20条) 第3章:男女共同参画会議(第21条~第28条)

#### 【5つの基本理念】

男女の人権の尊重(第3条)

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を 発揮できる機会を確保する必要があります。

社会における制度又は慣行についての配慮(第4条)

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

政策等の立案及び決定への共同参画(第5条)

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

家庭生活における活動と他の活動との両立(第6条)

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにする必要があります。

国際的協調(第7条)

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組む必要があります。

#### 【国、地方公共団体及び国民の責務】

- ・国は、施策を総合的に策定し、実施(第8条)
- ・地方公共団体は、地域の特性をいかした施策を展開(第9条)
- ・国民は男女共同参画社会づくりに協力(第10条)

### 第2次男女共同参画基本計画(2005年12月27日)

#### 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待し、各分野の取組を推進。
- ・各分野で積極的改善措置に自主的に取り組むことを奨励。

#### 女性のチャレンジ支援

- ・チャレンジ支援策を推進し、情報の一元化や関係機関のネットワーク化 によるワンストップ・サービス等を提供する環境を構築。
- ・一旦家庭に入った女性の再チャレンジ(再就職、起業等)支援策を充実。
- ·育児等を理由に退職した者の再就職先として正社員も含めて門戸が広がるよう企業の取組を促す。

#### 男女雇用機会均等の推進

・男女雇用機会均等法を改正

(男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止、男性に対するセクシュアルハラスメントも対象とする等)

#### 仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し

- ・男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に推進。
- ·**短時間正社員**など質の高い多様な働き方を普及。公務員については、 常勤の国家公務員に育児·介護のための**短時間勤務制度**を導入。
- ・短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について検討。
- ・保育サービスの充実など、多様なライフスタイルに対応した**子育て支援** 策の充実。

#### 新たな分野への取組

- ・新たな取組を必要とする分野(科学技術、防災(災害復興を含む)、地域おこし・まちづくり・観光、環境)における男女共同参画を推進。
- ・女性研究者の採用等拡大、育児等との両立支援。
- ・男女のニーズの違いを考慮した防災対策。
- ・女性が参画した地域づくりの優良事例の普及。
- ・環境保全分野での女性の参画を拡大。

#### 男女の性差に応じた的確な医療の推進

·医療関係者及び国民に男女の<mark>性差医療</mark>についての 知識の普及を図る。

#### 男性にとっての男女共同参画社会

·男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域·家庭 等への男性の参画を重視した広報活動を推進。

#### 男女平等を推進する教育・学習の充実

・2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消。

#### 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・被害者の保護や自立支援等の施策の推進。
- ·女性に対する暴力の予防のための対策の推進。

あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施 策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。

### GEM(ジェンダー・エンパワメント指数)、ジェンダー・ギャップ指数と HDI(人間開発指数)の国際比較

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るGEM(Gender Empowerment Measure ジェンダー・エンパワメント指数、国会議員や管理職に占める女性割合などを用いて算出)をみると、日本は93か国中54位ときわめて低位であり、先進国中最下位である。

また、GEMに教育・保健分野を加味したジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index=ダボス会議を主催するWEF発表)をみると、日本は128か国中91位となっている。

一方、人々の生活の質や発展度合いを示すHDI(Human Development Index 人間開発指数、平均寿命や教育水準、国民所得などを用いて算出)をみると、日本は177か国8位となっている。

#### ジェンダーエンパワメント指数

22位 ポルトガル 23位 トリニダード ・トバゴ 24位 コスタリカ 25位 リトアニア 26位 キューバ 27位 スイス 28位 イスラエル 29位 アラブ

首長国連邦

30位 バルバドス

50位 ハンガリー 51位 モーリシャス 52位 ベトナム

53位 ドミニカ共和国

など

1	ノルウェー	0.910
2	スウェーデン	0.906
3	フィンランド	0.887
4	デンマーク	0.875
5	アイスランド	0.862
6	オランダ	0.859
7	ベルギー	0.850
8	オーストラリア	0.847
9	ドイツ	0.831
10	カナダ	0.820
14	英国	0.783
15	米国	0.762
18	フランス	0.718
21	イタリア	0.693
54	日本	0.557

#### ジェンダーギャップ指数

2 ノルウェー       0.805         3 フィンランド       0.804         4 アイスランド       0.783         5 ニュージーランド       0.764         6 フィリピン       0.762         7 ドイツ       0.761         8 デンマーク       0.751         9 アイルランド       0.745         10 スペイン       0.744         18 カナダ       0.719         31 米国       0.702         51 フランス       0.682         84 イタリア       0.645         91 日本       0.645	1	スウェーデン	0.814
4 アイスランド 0.783 5 ニュージーランド 0.764 6 フィリピン 0.762 7 ドイツ 0.761 8 デンマーク 0.751 9 アイルランド 0.745 10 スペイン 0.744  18 カナダ 0.719 31 米国 0.702 51 フランス 0.682 84 イタリア 0.649	2	ノルウェー	0.805
5       ニュージーランド       0.764         6       フィリピン       0.762         7       ドイツ       0.761         8       デンマーク       0.751         9       アイルランド       0.745         10       スペイン       0.744         18       カナダ       0.719         31       米国       0.702         51       フランス       0.682         84       イタリア       0.649	3	フィンランド	0.804
6 フィリピン 0.762 7 ドイツ 0.761 8 デンマーク 0.751 9 アイルランド 0.745 10 スペイン 0.744  18 カナダ 0.719 31 米国 0.702 51 フランス 0.682 84 イタリア 0.649	4	アイスランド	0.783
7 ドイツ       0.761         8 デンマーク       0.751         9 アイルランド       0.745         10 スペイン       0.744         18 カナダ       0.719         31 米国       0.702         51 フランス       0.682         84 イタリア       0.649	5	ニュージーランド	0.764
8デンマーク0.7519アイルランド0.74510スペイン0.74418カナダ0.71931米国0.70251フランス0.68284イタリア0.649	6	フィリピン	0.762
9アイルランド0.74510スペイン0.74418カナダ0.71931米国0.70251フランス0.68284イタリア0.649	7	ドイツ	0.761
10 スペイン 0.744  18 カナダ 0.719  31 米国 0.702  51 フランス 0.682  84 イタリア 0.649	8	デンマーク	0.751
18 カナダ 0.719 31 米国 0.702 51 フランス 0.682 84 イタリア 0.649	9	アイルランド	0.745
31 米国0.70251 フランス0.68284 イタリア0.649	10	スペイン	0.744
31 米国0.70251 フランス0.68284 イタリア0.649			
51 フランス       0.682         84 イタリア       0.649	18	カナダ	0.719
84 イタリア 0.649	31	米国	0.702
	51	フランス	0.682
91 日本 0.645	84	イタリア	0.649
	91	日本	0.645

#### (C) Kuniko INOGUCHI, Ph.D.

#### 人間開発指数

1	アイスランド	0.968
2	ノルウェー	0.968
3	オーストラリア	0.962
4	カナダ	0.961
5	アイルランド	0.959
6	スウェーデン	0.956
7	スイス	0.955
8	日本	0.953
9	オランダ	0.953
10	フランス	0.952
12	米国	0.951
16	英国	0.946
20	イタリア	0.941
22	ドイツ	0.935

UNDP "Human Development Report 2007/2008" WEF "The Global Gender Gap Report 2007"

### 各分野における女性の参画状況

各分野において女性の参画は着実に拡大しているものの、依然として女性割合は低く、一層の取組を進める必要がある。

衆議院議員・・ 45人 / 479人、9.4% (2008年1月)

・1.9% (1952年10月) 45人、9.4% (2008年1月) ・188か国中、131位(列国議会同盟 H Pより試算、2007年)

参議院議員・・ 44人 / 242人、18.2% (2008年1月)

・6.0% (1953年4月) 18.2% (2008年1月)

国の審議会等における委員 32.3%(2007年)

地方議会議員・・・・ 9.4% (2006年)

管理的職業従事者・・ 10.7% (2006年)

国家公務員管理職・・ 1.8% (2007年)

司法分野・・裁判官:14.6%、弁護士:13.6%、

検察官:10.9% (2007年)

研究者・・・・・・ 11.9% (2006年)

医師国家試験合格者・・33.4% (2007年)

・2.6% (1975年)

・2006年4月、男女共同参画推進本部において、新たな目標を決定。 「委員:2020年までに男女いずれか一方が40%未満とならない。」

2010年度末までに、女性委員が33.3%。

・都道府県:27.1%、市(区)町村:21.9%(2007年)

・1.2% (1975年)

・都道府県議会:7.3%、市区議会:11.2%、町村議会:6.9%(2006年)

・米国:42.5%、ドイツ:37.3%、スウェーデン:29.9%(2005年)

・142人/8,456人

・米国:26.3% (2005年)、フランス:14.0% (2003年)、

ドイツ:15.9%(2002年)

裁判官:2.1%、弁護士:3.3%、検察官:1.0%(1977年)

・7.9%(1992年)

・フランス:27.5%、イギリス:26.0%、ドイツ:15.5%(2000年)

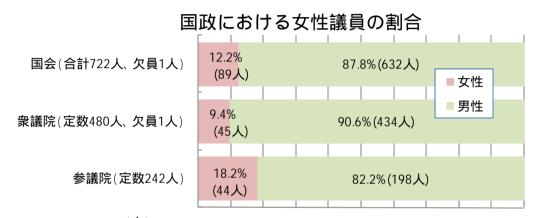
・19.2% (1991年)

第1子の出産時に離職する女性の割合・・67.4% (2001年)

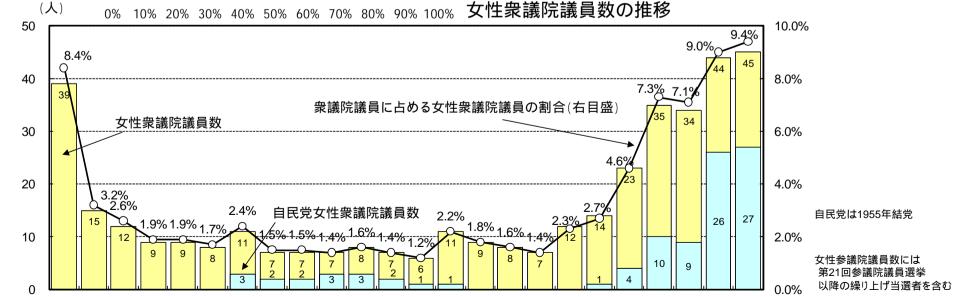
# 政治分野における女性(国政)

国政における女性の割合をみると、国会全体で女性議員は12.3%(89人)、衆議院では9.4%(45人)、参議院では18.2%(44人)を占めている。

衆議院における女性議員の数をみると、2005年の9月に小泉純一郎総理大臣の元で行われた総選挙において、女性議員の割合・数ともに過去最大に達した。また、自民党の擁立した女性候補者は16人全員が当選し、女性議員数は26人と選挙前のおよそ3倍に達した。また、2007年7月29日に行われた第21回参議院議員選挙では、91人(全体の24.1%)の女性が立候補し、過去最多である26人が当選した。女性の当選率(女性当選者/女性立候補者)は28.6%と、1983年以降最も高くなった。



	衆議院	参議院	国会(合計)
自由民主党	27	12	39
民主党	10	23	33
公明党	4	5	9
共産党	2	1	3
社会民主党	2	1	3
その他	0	2	2



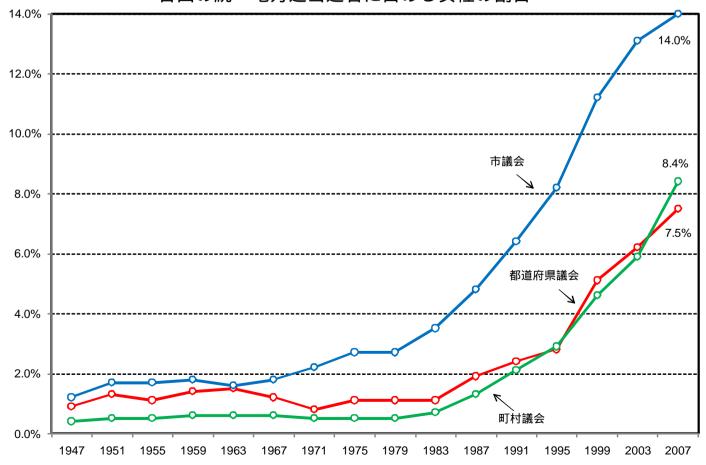
1946 1947 1949 1952 1953 1955 1958 1960 1963 1967 1969 1972 1976 1979 1980 1983 1986 1990 1993 1996 2000 2003 2005 2006 (C) Kuniko INOGUCHI, Ph.D.

# 政治分野における女性(2007年地方統一選)

2007年4月に行われた統一地方選挙における44道府県議会の選挙では、367人(全体の9.7%)の女性が立候補し、197人(全体の7.5%)が当選した。今回誕生した女性議員は、割合・人数ともに過去最高を記録した。今回選挙の行われなかった都県を含めると、女性都道府県議会議員は223人(全体の8.0%)となっており、過去最高となっている。

また、市議会議員選挙では1,125人(14.0%)、特別区議会選挙では215人(25.6%)、町村議会選挙では476人(8.4%)、首長選挙では知事が1人(北海道)、市長が3人(京都府木津川市、東京都三鷹市、神奈川県平塚市)の女性が当選している。 女性議員が増加した理由としては、子育てや少子化問題など生活に密着した課題が選挙の争点となり、女性が地方政界に進出する環境が整ったことが背景にある。

#### 各回の統一地方選当選者に占める女性の割合



(C) Kuniko INOGUCHI, Ph.D.

沖縄県は2004年、東京都は2005年、 茨城県は2006年選挙

## 参議院選挙における女性当選者

2007年7月29日に行われた第21回参議院議員選挙では、91人(全体の24.1%)の女性が立候補し、過去最多である26人が当選した。女性の当選率(女性当選者/女性立候補者)は28.6%と、1983年以降最も高くなった。 現在の参議院議員に占める女性の割合は18.2%と、歴代1位となっている。

